

改正

令和3年4月1日監査委員告示第1号

令和6年3月1日監査委員告示第1号

令和8年6月3日監査委員告示第1号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 一般基準（第4条—第7条）

第3章 実施基準（第8条—第15条）

第4章 報告基準（第16条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、第3条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）、同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）及びその他の行為（法令の規定により監査委員が行うこととされている行為のうち、監査、検査、審査（以下「監査等」という。）以外のものをいう。以下同じ。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

2 監査委員は、南島原市監査基準（以下「本基準」という。）に従って監査等及びその他の行為を実施するものとする。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂

行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第3条 監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- （1） 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （2） 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （3） 住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （4） 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （5） 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- （6） 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- （7） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているか監査すること。
- （8） 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が、市の職員等による違法又は不当

な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等監査すること。

- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の9第3項又は公企法第34条において読み替えて準用する法第243条の2の9第3項） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。
- (10) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (11) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (12) 基金の運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (13) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項） 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (14) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。

3 その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

## 第2章 一般基準

### （倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第7条 監査委員は、本基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、南島原市文書管理規程（平成18年南島原市訓令第5号）に定められた文書の保存年限に応じて、適切に保存するものとする。

### 第3章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制（組織の目的達成のために適用されるルール、業務プロセス又はシステムを整備運用することをいう。以下同じ。）

の整備状況及び運用状況について情報を集め、総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、必要に応じて監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

3 監査委員は、外部監査人等から得た情報を利活用する場合には、信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見、勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

#### 第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、監査(第3条第1項第8号の監査を除く。)を終了したときは、監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等(第3条第1項第7号の監査においては議会

及び市長並びに企業管理者、同項第9号の監査においては市長又は企業管理者)に提出するものとする。

- 2 監査委員は、監査(第3条第1項第7号から第9号までの監査を除く。)の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査を終了し、当該請求に理由がないと認めるときは、法第242条第5項の規定による通知を請求人に行い、当該請求に理由があると認めるときは、同項の規定による勧告を議会、市長等又は職員に行うとともに、当該勧告の内容に係る通知を請求人に行うものとする。
- 4 監査委員は、検査を終了したときは、検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。
- 5 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 6 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
  - (2) 監査等の種類
  - (3) 監査等の対象
  - (4) 監査等の着眼点
  - (5) 監査等の主な実施内容
  - (6) 監査等の結果
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙

- げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
- (10) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (11) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (12) 基金の運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認めら

れ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(13) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(14) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（第3条第1項第1号から第6号までの監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る法第242条第4項の規定による勧告、同条第5項の規定による監査及び勧告並びに同条第10項の意見の決定

(5) 第3条第1項第9号の市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査に係る決定及び法第243条の2の9第8項後段の意見の決定

(6) 審査に係る意見の決定

(7) 法第243条の2の8第2項の意見の決定

(8) 本基準の改正

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び

当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査を実施しなかった監査委員を除く。次項において同じ。）の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る法第242条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による通知又は同項の規定による勧告の内容について、監査委員全員の連名で公表するものとする。

(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。
- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会、市長等又は職員から法第242条第9項の規定による必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日監査委員告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日監査委員告示第1号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月3日監査委員告示第1号）

この告示は、令和8年9月24日から施行する。